

入門テキスト

効率的な知識の定着を追求し続け、
実績とともに進化するテキスト

非売品

入門インプット講座使用テキスト



第3章 特許要件

目次

- 第1節 概説
- 第2節 産業上利用可能性
- 第3節 新規性
- 第4節 進歩性
- 第5節 新規性喪失の例外
- 第6節 先願
- 第7節 拡大された範囲の先願の地位（準公知）
- 第8節 不特許事由

本章で学ぶこと

発明
出願
公開
審査
特許権
不服

出願人の手続
補正
分割
変更
国内優先権 等

特許要件
不特許事由

特許法の保護対象は発明ですが、発明であれば必ず特許が受けられるとは限りません。本章では、特許を受けるために発明がクリアしなければならない一定の条件（特許要件）について学習します。

キーワード

産業上利用することができる 新規性 公知 公用 文献公知 刊行物
電気通信回線 進歩性 当業者 新規性喪失の例外 先願 協議
拡大された範囲の先願の地位（準公知）

LEC東京リーガルマインド 弁護士

3 事例

これから学ぶことがどのような場面で問題となるか、節の始めに具体例が掲載されています。そのため、とくく抽象的になりがちな知的財産の問題を身近に感じながら勉強をすることができます。

4 用語説明

法律では独特の用語が使われます。そこで、初めて法律を学習する受講生の方が無理なく法律用語を理解できるように、簡潔でわかりやすい用語説明の欄を設けました。

第2節 産業上の利用可能性

1. 総説
2. 規定の説明

事例例

医師甲は、新しい心臓生体Xを発明しました。心臓生体Xを使用した場合、従来の心臓生体を使用した場合に比べて救命率が著しく向上することが証明されています。医師甲は、新しい心臓生体Xについて特許を受けることができるでしょうか？

用語説明

★1 社会
ある発明は、第1号、第2号の列載がある場合に、その発明として列載されている部分（「社会」という）。

1. 総説
(1) 定義
「産業上利用することができる」（29条1項柱書^{α1}）とは、発明が一般産業として実施できる性質を有するものであることをいう。
(2) 趣旨
法は、発明の保護と利用のもと、産業の発達に寄与することを目的とする（1条）。ここで、発明が産業の発達に寄与するのは、発明が利用されることにより技術の累積的進歩・発展を促し、業（ぎょう）として実施されることにより産業活動を刺激するからである。
したがって、発明として成立しても発明が産業活動の中で実施できない場合、あるいは産業以外の分野だけで利用される場合は、法目的達成に寄与するところがなく、保護価値は存在しない。
そこで、法は、発明の新規性・進歩性の要件と離れて、直接に発明が産業上利用できることを特許要件の1つとして規定し、産業として利用できない発明を保護対象から排除することとしている。

LEC東京リーガルマインド 弁護士

1 アウトライン

これから学ぶテーマの位置づけを簡潔な図で明確にしています。これによって、俯瞰的にテーマを把握できるので、条文の理解が進みます。

2 キーワード

ポイントとなるキーワードを章の始めに提示してあるので、学習を進める上での指針が明確になり、効率よく知識を定着させることができます。

5 図表

文章を追ってばかりいても、イメージを掴むことができれば、正確に条文を理解することはできません。そこで、条文の内容を図表により可視化し、正確な条文理解ができるように構成されています。

第5章 権利取得の経緯 ■ 11

《特許金請求権の行使と特許権の行使》

甲 出願 公開 審査 特許権の取得 特許権の行使
乙 出願 公開 審査 特許権の取得 特許権の行使

例えば、第三者乙が出願人甲の出願内容を実施していた場合、乙は甲に対し特許金請求権による実施料相当額の賠償金を支払うこととなるが、この支払により、特許権設定登録以降の行為までもが免責されるわけではなく、さらに、甲の特許権発生後、特許権を行使しない旨の契約を結ばなければ、この当該実施行為は、甲の特許権の侵害行為となる。

なお、仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その仮専用実施権又は仮通常実施権^{α1}の取得行為で定めた範囲内で発明を実施していた場合については、賠償金の支払を請求することができない（65条3項）。請求することができるのは不合理だからである。

6. 権利の喪失
特許を受ける権利が移転された場合には、それとともに賠償金請求権も移転する。ただし、賠償金請求権は金銭債権であり、特許を受ける権利と分離して移転可能である。
また、特許請求の範囲についての補正により客体が変わる場合がある。

7. 権利の消滅
賠償金請求権は、出願の放棄・取下げ等により喪失消滅する（65条5項）ほか、特許権の設定の登録の日から3年間（特許権の設定の登録後に実施の事業及び実施者を知ったときは、知ったときから3年間）行使しない場合には時効により消滅する（65条6項で読み替えて適用する民法24条1号^{α1}）。

プラスアルファ
α1 損害賠償請求権の消滅時効
不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が被害及び加害者を知った時から3年間行使しない場合には、時効により消滅する（民法24条1号）。

無断複製・頒布を禁じます LEC東京リーガルマインド 弁護士

第5章 権利取得の経緯 ■ 71

《外国語書出願制度における提出書類》

通常の国内出願 外国語書出願
出願書 特許請求の範囲 図面 要約書 外国語要約書 外国語特許請求の範囲の翻訳文 外国語図面の翻訳文 外国語要約書の翻訳文 外国語特許請求の範囲の翻訳文 外国語図面の翻訳文 外国語要約書の翻訳文 外国語特許請求の範囲の翻訳文

② 効果
提出された翻訳文は、明細書・特許請求の範囲・必要図面・要約書とみなされ（36条の2第3項）、審査の判断対象となる。
一方、外国語書出願（原文）は、出願時における発明内容の願示書面と位置づけられ、拡大された範囲の先願の地位を有し（29条の2かつこ書）、出願公開^{α2}の対象となり（64条2項6号）、また、国内優先権の基礎とすることもできる（41条1項柱書かつこ書）。

プラスアルファ
α1 外国語要約書の翻訳文が提出されない場合
外国語要約書の翻訳文が提出されない場合、方式違反として補正命令がされ（17条3項2号）、補正命令に従わない場合には、出願（手続）が却下され得る（18条1項）。

参考
★出願公開
出願公開により、発明の内容が広く開示される。
⇒第4章

無断複製・頒布を禁じます LEC東京リーガルマインド 弁護士

6 参照

法律は、様々な条文が関連して構成されています。そのため、初めて法律を学ぶ方にとって、条文の趣旨を理解するのは骨の折れることになります。そこで、関連法律等を含めて体系的な理解ができる参照欄が設けられています。

7 プラスアルファ

短期合格を実現するために、入門講座でありながら、適宜、発展的な内容を盛り込んでいます。この入門テキストをしっかりと学んでいただければ、本試験レベルの知識も身につけることができます。

短期合格実現のために進化するテキスト

- LEC入門講座で使用するテキストは、必要な情報が過不足なく盛り込まれており、かつ、それがわかりやすく整理されているので、短期合格のための理想的なツールとなっています。
- 弁理士試験の対象である知的財産に関する法律は、一般的に馴染みが薄く、初学者にとっては理解することが難しい法律と言えます。この点、LECが提供する弁理士試験教材は、図解やアドバイス等を多く用いて解

説されているので、初学者にとってわかりやすいだけでなく、合格レベルの実力を十分に身につけることができる内容になっています。

- さらに、本試験の傾向に沿った構成にすることで、本試験への対応力を養うことができるようになっています。
- LECが多くの弁理士試験短期合格者を輩出している理由がオリジナルテキストに凝縮されているのです。

効率的な知識の定着を追求した教材

- 学んだ条文を実際に使いこなせて初めて、その条文を理解したことになります。そのため、短期合格のカギは、いかに多くの問題を解いたかにあると言っても過言ではありません。
- このような観点から、LECの弁理士試験教材には、多くの確認問題と丁寧でわかりやすい解説が付いています。

本試験の傾向に沿った教材

- 本試験問題の分析結果はもとより、必要な情報を的確かつ十分に盛り込んでいるため、LECの教材を使用すれば、安心して最終合格できる知識が身につきます。

*画像はサンプルです。